

江東区公式 TikTok 運用要領

令和7年6月4日
政策経営部 広報広聴課

(目的)

第1条 本要領は、江東区が TikTok (ティックトック) の公式アカウントを区民等への魅力発信媒体として運用するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) TikTok

インターネット上で主に動画を不特定のインターネット利用者に公開し、交流を行うことのできる SNS サービスをいう。

(2) 公式アカウント

江東区が運用するユーザー名から発信する TikTok ページをいう。

(3) アカウント

TikTok を運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。

(4) フォロー

他のユーザーの投稿を常に自分が受信できるように、アカウントを登録することをいう。

(5) 「いいね」機能

他のアカウントまたはページの内容に対し、肯定的な意思を表示し、自らのアカウントとつながりを持つことができる機能をいう。

(運営主体)

第3条 公式アカウントの運営主体は江東区とし、アカウントの管理及び運用は広報広聴課が行う。

2 ユーザー名は、koto_city_official とする。

(運営主体等の明示)

第4条 広報広聴課は、本要領で定める公式アカウントの運営主体、発信内容について、TikTok ページ内に明示する。

(アカウント運用者の明示)

第5条 広報広聴課は、なりすましによる誤情報の流布を防止するため、運営主体として TikTok のユーザー名を区ホームページに明示し、周知する。

(学生広報サポーターの任命及び学生投稿)

第6条 区内在住・在学の学生を、学生広報サポーターに任命し、学生ならではの視点を活かし、若い世代を中心に共感を呼ぶ発信を行うことを目的として、公式アカウント内で学生投稿を行う。

(投稿内容)

第7条 公式アカウントでは、以下の情報を発信することとする。

- (1) 江東区のコンテンツ（イベント・食・観光・歴史・スポーツ・芸術等）
- (2) 学生広報サポーターが発信する投稿
- (3) その他広報広聴課長が適当と認める投稿

（コメント機能の使用）

第8条 原則として、コメント機能は使用しないものとする。

（メッセージ機能の使用）

第9条 公式アカウントに対するメッセージへの返信は行わないものとする。ただし、運用上必要が生じた場合は、この限りではない。

（フォロー機能の使用）

第10条 フォローする対象は、地域との交流を目的に区が適切と認めるアカウントのみ行うものとする。

（「いいね」機能の使用）

第11条 原則として、「いいね」機能は使用しないものとする。

（運用要領の変更）

第12条 本要領は必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更の旨とその内容を、公式アカウント又は区ホームページに明示し、周知する。

（その他）

第13条 その他、本要領の実施について必要な事項は、広報広聴課長が別に定める。

付 則

本要領は、令和7年6月4日から施行する。